

農家の方々・農地をお持ちの皆さまへ

## 農地を貸し借りするときは、農地バンクをご活用ください！

農地に関する法律が改められ、令和7年4月1日以降に、農地を貸し借りする契約を新たに結ぶ場合には、「農地バンク」を介して契約していただくこととなりました。これに伴い、今までご利用いただきました「利用権設定」制度では、今後貸借契約を結ぶことができなくなります。

そこで農業委員会では、現在利用権の再設定が必要な方々や、今後農地の新たな貸借契約を結ばれる方に、農地バンクを介して契約いただきますようお勧めしております。

農地バンクのご利用で、  
様々なメリットを受けられます！

### 貸し手のメリット

- 賃料は、農地バンクが確実に振り込みます
- 貸した農地は、貸付期間終了後に返却されます
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制上の優遇を受けられます

### 借り手のメリット

- まとまった農地を、長期間、安定的に借受できます
- 複数の所有者から農地を借りていても、契約が1つになり手続きの負担が軽減されます
- 貸し手側の相続時には、農地バンクが対応します

農地バンクをご利用の際には、

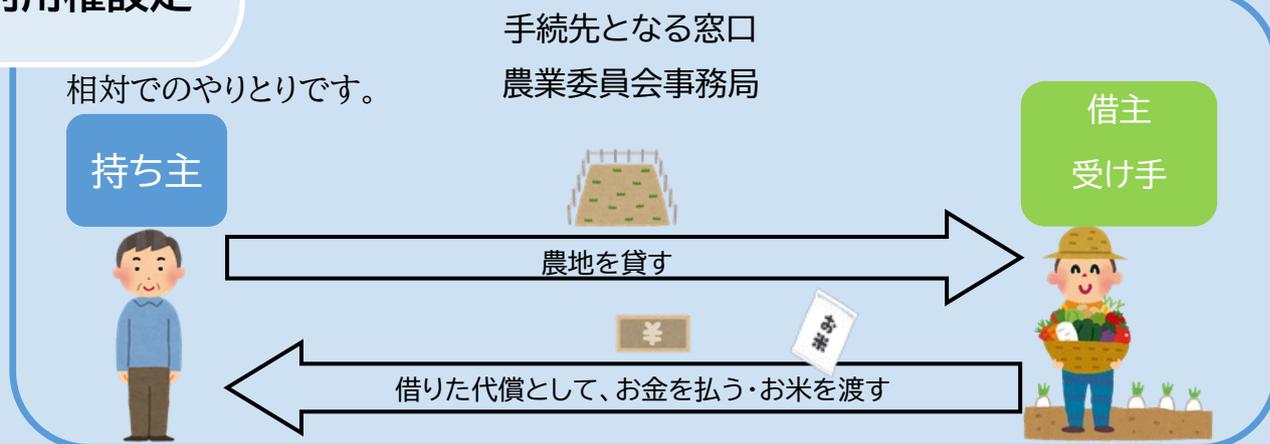
阿蘇市経済部農政課

☎ 0967-22-3274

までご相談ください。

阿蘇市農業委員会事務局

## 利用権設定



一本化されます！

## ◆新しいやり方

## 農地バンク



農地バンクに関するお問い合わせ先は、本面最下部をご確認ください。

※農地法第3条に基づく許可を受けたうえでの相対での貸借契約は引き続き可能です。

農地バンク制度の詳細については農林水産省HP

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

をご確認ください。

農地バンクに関するお問い合わせ先

● 阿蘇市農政課

☎0967-22-3274

● (公財)熊本県農業公社

☎096-213-1234